

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

特別養護老人ホーム アマリリス

当施設は介護保険の指定を受けています。

(尼崎市指定第 2873011304 号)

(令和 6 年 4 月 1 日)

当事業所はご利用者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 神戸婦人同情会 |
| (2) 法人所在地 | 神戸市灘区青谷町2丁目1-6 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 06-6498-7501 FAX 06-6498-7516 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 城 邦子 |
| (5) 設立年月日 | 大正 5 年 3 月 16 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 4436.81 m ² |
| (3) 施設の周辺環境 | 閑静な住宅街と、文教地区からなる地域 |

事業所の説明

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定短期入所生活介護事業所 平成 28 年 3 月 1 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成 28 年 3 月 1 日指定
尼崎市 第 2873011304 号 |
| (2) 施設の目的 | 介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム アマリリス |
| (4) 施設の所在地 | 尼崎市若王寺 3 丁目 16-3 |
| (5) 電話番号及びFAX番号 | TEL06-6498-7501 |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 城 邦子 |

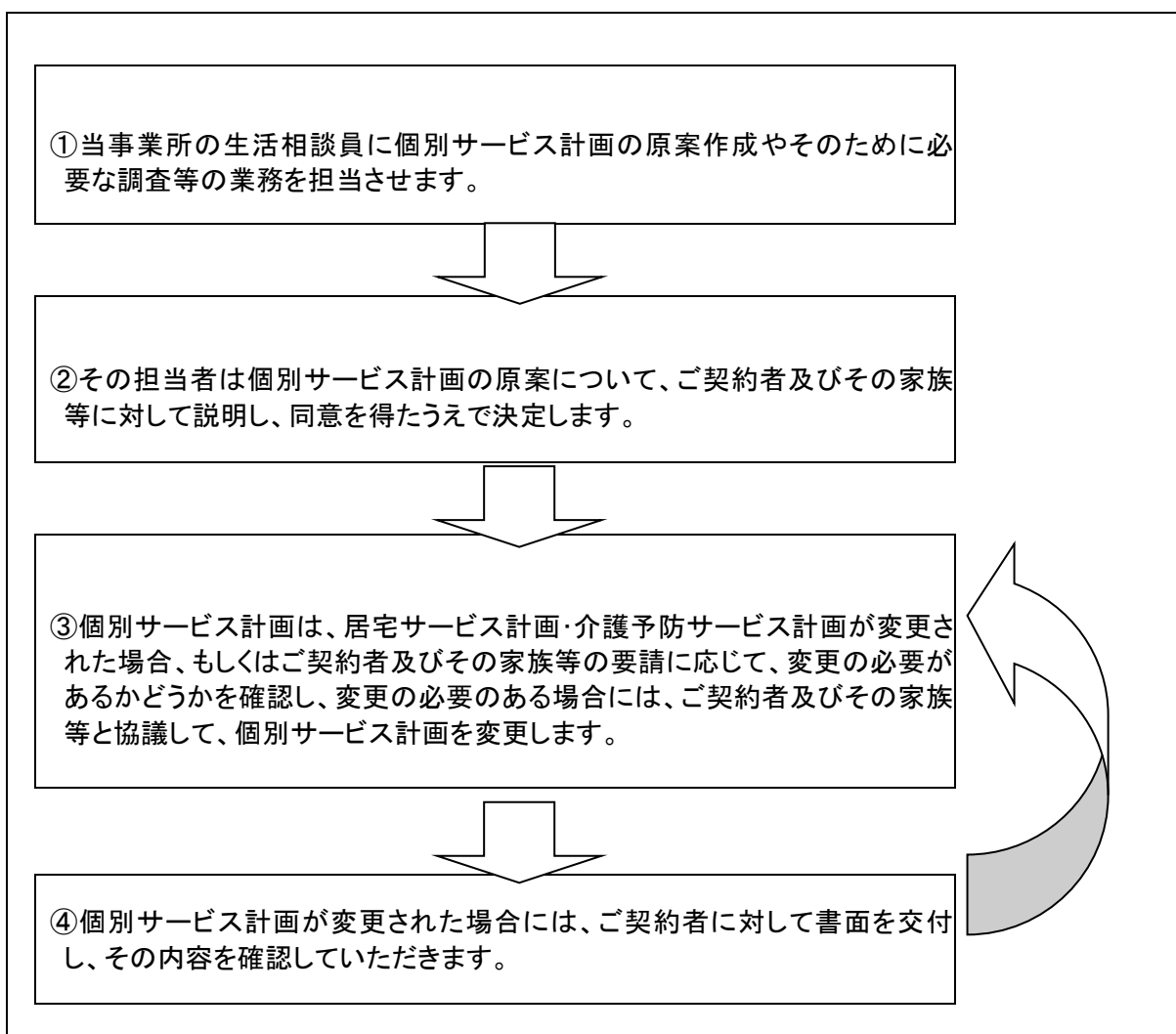
☆居室の変更:ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

トイレ及び洗面台は各室にあります。ユニット型個室です。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画・介護予防サービス計画」の内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画(以下、「個別サービス計画」という。)に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。



4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※特別養護老人ホームアマリス(入所 90 名短期入所 0 名)に対しての職員数となります。

〈主な職員の配置状況〉

〈主な職員の配置状況〉 職種 職員の配置については、指定基準を遵守しています。	
1. 管理者(常勤・特別養護老人ホーム、通所介護と兼務)	1名
2. 介護職員(常勤専従 32名、非常勤専従 10名・特別養護老人ホームアマリスと兼務)	42名
3. 生活相談員(常勤・特別養護老人ホームと兼務)	1名
4. 看護職員 4名(常勤・特別養護老人ホームと兼務)	4名
5. 機能訓練指導員(常勤・特別養護老人ホームと兼務)	1名
6. 管理栄養士(常勤・特別養護老人ホームと兼務)	1名
7. 医師(嘱託医・非常勤・特別養護老人ホームと兼務)	1名
8. 調理員(常勤 2名・非常勤 3名・特別養護老人ホームと兼務)	6名
9. 事務員(常勤・特別養護老人ホームと兼務)	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務時間
介護職員	早番勤務 : 7:00~16:00 日勤勤務 : 9:00~18:00 遅番勤務 A : 10:00~19:00 遅番勤務 B : 11:00~20:00 夜勤 : 16:00~翌10:00
看護職員	早番勤務 : 8:00~17:00 日勤勤務 : 9:00~18:00 遅番勤務 : 10:00~19:00
機能訓練指導員	日勤勤務 : 9:00~18:00

〈配置職員の職種〉

介護職員 …ご利用者の自立支援及び日常生活を営むための支援を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員(看護職員を含む)を配置しています。

生活相談員 …ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
ご利用者とご家族様や地域との窓口になります。
ご利用者に係るサービス計画(ケアプラン)を作成します。

看護職員 …主にご利用者の健康管理や療養上の指導を行います。日常生活上の介護、
介助等も行います。

機能訓練指導員 …ご利用者の機能訓練を担当します。
常勤の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員 …ご契約者に係るサービス計画(ケアプラン)を作成します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費・食費を除き利用料金(通常9割、もしくは8割または7割)が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

①食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の作成する献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食:7:30~9:00 昼食:11:30~13:30 夕食:17:00~19:00 (15:00に間食があります。)

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 常勤の機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活に必要な機能の向上や維持、その減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 看護職員が、健康管理及び療養上の指導を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金(1日あたり)》

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)、居室に係る自己負担額、食事に係る自己負担額をお支払い下さい。食事は召し上がった一食毎の請求になります。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

【併設ユニット型個室】

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金(連続 30 日まで)	要支援1 (529 単位) 5,580 円	要支援2 (656 単位) 6,920 円	要介護1 (704 単位) 7,427 円	要介護2 (772 単位) 8,144 円	要介護3 (847 単位) 8,935 円	要介護4 (918 単位) 9,684 円	要介護5 (987 単位) 10,412 円
2. 上記の内介護保険から給付される金額 1 割、 ()は 2 割、< >は 3 割	5,022 円 (4,464 円) <3,906 円>	6,228 円 (5,536 円) <4,844 円>	6,684 円 (5,941 円) <5,198 円>	7,329 円 (6,514 円) <5,699 円>	8,041 円 (7,147 円) <6,253 円>	8,715 円 (7,746 円) <6,777 円>	9,370 円 (8,328 円) <7,286 円>
3. サービス利用に係る自己負担額 1 割(1-2)	558 円	692 円	743 円	815 円	894 円	969 円	1,042 円
4. サービス利用に係る自己負担額 2 割(1-2) < >は 3 割	1,116 円 <1,674 円>	1,384 円 <2,076 円>	1,486 円 <2,229 円>	1,630 円 <2,445 円>	1,788 円 <2,682 円>	1,938 円 <2,907 円>	2,084 円 <3,126 円>
5. 居室に係る自己負担額	2,540 円(日額)※令和 6 年 7 月 31 日迄			2,600 円(日額)※令和 6 年 8 月 1 日から			
6. 食事に係る自己負担額	1 日当たり 1,727 円 (朝食 433 円・昼食 648 円・間食 60 円・夕食 586 円) ※令和 6 年 4 月から						

ご契約者の要介護度とサービス利用料金 (連続 61 日以上・要支援1, 2は 31 日以上)	要支援1 (503 単位) 5,306 円	要支援2 (623 単位) 6,572 円	要介護1 (670 単位) 7,068 円	要介護2 (740 単位) 7,807 円	要介護3 (815 単位) 8,598 円	要介護4 (886 単位) 9,347 円	要介護5 (955 単位) 10,075 円
2. 上記の内介護保険から給付される金額 1 割、 ()は 2 割、< >は 3 割	4,775 円 (4,244 円) <3,713 円>	5,914 円 5,256 円) <4,598 円>	6,361 円 (5,654 円) <4,947 円>	7,026 円 (6,245 円) <5,464 円>	7,738 円 (6,878 円) <6,018 円>	8,412 円 (7,477 円) <6,542 円>	9,067 円 (8,059 円) <7,051 円>
3. サービス利用に係る自己負担額 1 割(1-2)	531 円	658 円	707 円	781 円	860 円	935 円	1,008 円
4. サービス利用に係る自己負担額 2 割(1-2) < >は 3 割	1,062 円 <1,593 円>	1,316 円 <1,974 円>	1,414 円 <2,121 円>	1,562 円 <2,343 円>	1,720 円 <2,580 円>	1,870 円 <2,805 円>	2,016 円 <3,024 円>
5. 居室に係る自己負担額	2,540 円(日額)※令和 6 年 7 月 31 日迄			2,600 円(日額)※令和 6 年 8 月 1 日から			
6. 食事に係る自己負担額	1 日当たり 1,727 円 (朝食 433 円・昼食 648 円・間食 60 円・夕食 586 円) ※令和 6 年 4 月から						

《加算について》

- ・機能訓練体制加算: 1 日 12 単位(1 割 13 円、2 割 26 円、3 割 39 円)
- ・看護体制加算(Ⅰ)【要支援1・2の方を除く】: 4 単位(1 割 5 円、2 割 10 円、3 割 15 円)
- ・看護体制加算(Ⅱ)【要支援1・2の方を除く】: 1 日 8 単位(1 割 9 円、2 割 18 円、3 割 27 円)
- ・夜勤職員配置加算(Ⅰ)【要支援1・2の方を除く】: 1 日 13 単位(1 割 14 円、2 割 28 円、3 割 42 円)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口 1 日 22 単位(1 割 24 円、2 割 48 円、3 割 72 円)
あるいは(Ⅱ): 1 日 18 単位 (1 割 19 円、2 割 38 円、3 割 54 円)
あるいは(Ⅲ): 1 日 6 単位 (1 割 7 円、2 割 14 円、3 割 21 円)
- ・在宅中重度者受入加算: 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合
1 日 421 単位(1 割 445 円、2 割 890 円、3 割 1335 円)
- ・在宅中重度者受入加算: 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合
1 日 417 単位(1 割 440 円、2 割 880 円、3 割 1,320 円)
- ・在宅中重度者受入加算: 看護体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)を算定している場合
1 日 413 単位(1 割 436 円、2 割 872 円、3 割 1,308 円)
- ・在宅中重度者受入加算: 看護体制加算 看護体制加算を算定していない場合
1 日 425 単位(1 割 449 円、2 割 898 円、3 割 1,347 円)
- ・認知症ケア専門加算(Ⅰ) 1 日 3 単位(1 割 4 円、2 割 8 円、3 割 24 円)
- ・認知症ケア専門加算(Ⅱ) 1 日 4 単位(1 割 5 円、2 割 10 円、3 割 15 円)
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 1 月 100 単位(1 割 106 円、2 割 212 円、3 割 318 円)
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1 月 10 単位(1 割 11 円、2 割 22 円、3 割 33 円)

・介護職員処遇改善加算(令和6年5月31日まで)

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の1000分の83に相当する単位数を加算する。

・介護職員等特定処遇改善加算(令和6年5月31日まで)

① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の1000分の27に相当する単位数を加算する。

② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数の1000分の23に相当する単位数を加算する。

・介護職員等ベースアップ等支援加算(令和6年5月31日まで)

所定単位数の1000分の16に相当する単位数を加算する。

・介護職員等処遇改善加算(令和6年6月1日から)

① 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の1000分の140に相当する単位数を加算する。

② 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数の1000分の136に相当する単位数を加算する。

③ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)所定単位数の1000分の113に相当する単位数を加算する。

④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)所定単位数の1000分の90に相当する単位数を加算する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等処遇改善加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

(対象者のみ)

・送迎加算(片道):184単位(1割195円、2割390円、3割585円)

※尼崎市以外の地域は、一律680円(片道)別途必要。

・口腔連携強化加算:50単位1月に1回:(1割53円、2割106円、3割159円)

・療養食加算:8単位1日に3回限度:(1割9円、2割18円、3割27円)

・緊急短期入所受入加算:90単位(1割95円、2割190円、3割285円)

・個別機能訓練加算:56単位(1割59円、2割118円、3割177円)

・医療連携強化加算:58単位(1割61円、2割122円、3割183円)

・看取り連携体制加算:死亡日及び死亡日以前30日以下に限り

(1日につき64単位(1割68円、2割136円、3割204円))

・認知症行動・心理症状緊急対応加算:200単位(1割209円、2割418円、3割627円)

・若年性認知症利用者受入加算:1日120単位(1割127円、2割254円、3割381円)

☆負担軽減制度もあります、対象となる方はご利用前に認定証をご提示ください。

料金の種類	金額	
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	300円/日
	第2段階認定者	600円/日
	第3段階認定者①	1,000円/日
	第3段階認定者②	1,300円/日
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室	820円/日
	第2段階認定者 ユニット型個室	820円/日
	第3段階認定者①② ユニット型個室	1,310円/日

☆長期利用者

(自費利用等を挟み実質連続 30 日を超える利用者)については、所定単位数から 1 日につき 30 単位が減算されます。

※尚、1 単位 10 円が基本で、尼崎市は 1 単位×10.55 円で計算しています。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。(ご希望者のみ費用がかかります。)

① 介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、自己負担額が発生します。

② 事務手数料 300円/1月

③ 理髪・美容サービス

月 1 回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金:実費

④ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金:材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。 ※1 枚につき10円(カラーコピーは実費)

⑥ テレビレンタル料 200円/1日

⑦ 日用品 実費

⑧ 歯ブラシ 100円/1本

⑨ 乾電池 100円/1本

⑩ プレミアムスイーツ 500円/1日

⑪ 電気代 テレビ・ラジオ等 40円/1日

⑫ ティッシュ 100円/1箱

(3)利用料金のお支払い方法 (契約書第 7 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月お支払いください。

(4)利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者へ申し出てください。

②利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

③介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

④サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護等に配慮する義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ないます。
- ④ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行ないません。
ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご利用者の同意を得ます。

7. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要支援認定・要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了日の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様とします。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な破損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間内であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご利用者の「居宅サービス計画・介護予防サービス計画」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3)契約の一部が解約又は解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4)契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1)持ち込みの制限

ご利用にあたり、当施設における日常生活に必要と認められるもの以外は原則として持ち込

むことができません。貴金属などの貴重品を持参され、利用中に紛失された場合は、当施設では責任を負いかねます。

(2)施設・設備の使用上の注意

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(3)喫煙

施設敷地内は禁煙です。

(4)面会

面会時間 9:00～18:00

来訪者は、必ずその都度面会名簿にご記入いただき、面会者名札の着用をお願いします。

なお、来訪される場合食べ物の持ち込みについては、生活相談員とご相談下さい。

※感染症拡大時には自粛をお願いします。

10. 苦情の受付について

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口(06-6498-7501)で受け付けます。

○苦情受付担当者 村上 健太郎

受付時間 AM9:00～PM5:00

○苦情解決責任者

城 邦子 (施設長)

○第三者委員 2名

別に定めます。

(2)行政機関その他苦情受付機関

①尼崎市 健康福祉局 介護保険事業担当	電話番号:06-6489-6322 尼崎市東七松町1-23-1 受付時間 9:00～17:30 月～金
②国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号(078)332-5617 受付時間 8:45～17:15 月～金

11. 高齢者虐待の防止

事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次のことを行っていきます。

- ・研修などを通じて、人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- ・施設サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・ご利用者やご家族からの悩みや苦情等を相談できる体制を整えます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム アマリリス

説明者職名 生活相談員 氏名 ⑩

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に説明を受けました。

ご利用者

氏名 ⑩

私は、利用者が事業者から重要事項の説明を受けたことを確認しましたので、私が利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

氏名 ⑩
(ご利用者との関係)